

審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度第2回座間市地域保健福祉サービス推進委員会		
開催日時	平成26年11月6日(木) 午前9時30分～午前11時45分		
開催場所	座間市立市民文化会館(ハーモニーホール座間) 2階中会議室		
出席者	<p>(委員)</p> <p>出席：中川正行委員、米澤弘明委員、加藤興和委員、大友奉委員、田中誠一委員、久保田芳洋委員、佐藤節子委員、城条洋子委員、稲垣文野委員、長谷川昌夫委員</p> <p>欠席：今津武委員、島村利明委員、佐久間志保子委員、北原稔委員</p> <p>(市)</p> <p>健康部長、介護保険課長、保険係長、地域支援係長</p> <p>福祉部長、福祉部次長兼生活援護課長、福祉長寿課長、福祉長寿課5人(うち事務局3人)、障がい福祉課長、障がい福祉係長、障がい福祉係主事、生活援護第1係長</p>		
事務局	福祉長寿課		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	0人	
非公開・一部公開とした理由			
議題	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の素案について</p> <p>(2) 座間市障害者計画・第4期障害福祉計画の素案について</p> <p>(3) 座間市生活困窮者自立支援指針の素案について</p> <p>(4) その他</p>		
資料の名称	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)[素案]</p> <p>(2) 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画[素案] 概要版</p> <p>(3) 座間市障害者計画・第4期障害福祉計画 素案</p> <p>(4) 障害者計画 施策・事業 訂正表</p> <p>(5) 障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想(地域生活支援拠点)</p> <p>(6) 平成29年度の目標値</p> <p>(7) H27-29障害福祉サービス見込量</p> <p>(8) H27-29障害福祉計画サービス見込量 地域生活支援事業</p> <p>(9) 計画策定までのスケジュール(予定)</p> <p>(10) 座間市生活困窮者自立支援指針(素案)</p> <p>(11) 座間市生活困窮者自立支援指針策定に関するスケジュール(予定)</p>		

会議の内容

(事務局) 平成26年度第2回座間市地域保健福祉サービス推進委員会を開催します。

初めに担当部長の高面より御挨拶を申し上げます。

《福祉部長あいさつ》

(事務局) ありがとうございました。それでは、議事に入る前に、何点か御許可いただきたいと存じます。

両計画の委託業者の入室を御許可いただくとともに、委員の御意見をまとめるために録音機を使用することを御許可いただきたいと存じます。

以上、2点につきまして、協働まちづくり条例施行規則第7条第2項及び第4項第2号に基づき、審議会の長の許可を受けることとされておりますので、御許可いただけますでしょうか。

(会長) 異議のある方はいらっしゃいますか。

《異議なし》

それでは、異議なしと認め、傍聴人及び委託業者の入室と委託業者の録音機の使用を許可します。

《傍聴人及び委託業者入場》

(事務局) ありがとうございます。ここで委員出席状況について報告します。本日4人の委員が欠席ですが、過半数の出席をいただいておりますので、本委員会規則第5条第2項の規定により、本会が成立することを御報告します。

それでは、議事の進行につきましては会長にお願いします。

(会長) はい。それでは、議事に移ります。議事の進行に御協力をお願いします。

「(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の素案について」担当からの説明を願います。

《福祉長寿課長、介護保険課長説明》資料(1)、(2)に基づき説明

- ・ この素案は、アンケート及び前回のサービス推進委員会の意見を盛り込んだものである。
- ・ 本計画は第5期の基本理念を盛り込み、地域包括ケア計画として、市、事業者、市民の取り組む内容をまとめたものである。
- ・ 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度に高齢者人口は急激に増加する見込みであり、そのための対策を行う必要がある。
- ・ 計画の基本理念は、第四次座間市総合計画で「自立し、互いに助け合い、支え合って、生涯を通して健やかに暮らしています。」と

うたっていることや、高齢社会の進展の中、自助を支える互助共助の仕組みづくり、世代を超えて支え合う地域づくりから、支え合いを追加し、「支え合い、健やかで、安らぎに満ちた長寿社会を目指して」とした。

- ・ 地域包括システムを構築するため、重点目標を4つ設定した。
 - ① 在宅医療・介護連携の推進
 - ② 認知症施策の推進
 - ③ 地域における自立した日常生活の支援
 - ④ 高齢者の居住安定に係る施策との連携
- ・ 平成37年度の地域包括ケアシステム構築を目指して、市内を従来の1圏域から6圏域に分け、地域包括支援センターの充実を進める。
- ・ 圏域を検討するに当たり、中学校区、自治会区、民生委員の地区と検討したところ、地域包括ケアシステムを構築するに当たり、民生委員の協力は不可欠であるため、民生委員の区割りをベースにすることとした。

(会長) 以上、説明がありました。御意見、御質問はありますか。

(稲垣委員) 民生委員の区割りとは一致していないようですが。

(介護保険課長) 現在の地域包括支援センターの区域が変わるとわかりづらいため、市民の利便性を考慮して調整しました。この地図でいうと、第三区域と第五区域です。これは社協の地域包括支援センターの区域がずれているためです。

(城条委員) 今後も検討していただけるという事でしょうか。地域包括の区域で私は3つ担当しています。その区域自体を民生委員の区域と同じにするよう検討していただくと大変助かります。

(介護保険課長) 既存の利用者の利便性等も考慮して検討していきたいと考えています。

(稲垣委員) 相談する相手が変わるのは対象者にとっては不安があると思いますので、現在の相談している先は変わらないように対応していただくことが必要ではないかと考えています。

(介護保険課長) 28年度に半年から1年かけて、利用者の方の負担にならないよう移行を行っていきたいと考えています。

(田中委員) 国の資料等では長期の計画等では西暦を使うことが多くなってきています。しかしこの計画を見ると、5ページの計画期間以外の部分については、全て和暦で表記されていますので、西暦を併記す

るなどの対応が必要ではないでしょうか。

(福祉長寿課長) 表は厚生労働省から抜粋してきたものですので、変更することは難しいと考えています。その他の方法を検討していきたいと考えています。

(会長) それでは各論についてお願いします。

〈福祉長寿課長、介護保険課長説明〉資料(1)・(2)に基づき説明

- ・ 高齢者の社会参加を具体的で分かりやすくなるよう、社会参加・活動の推進に改めた。
- ・ 生涯学習に生涯スポーツを追加した。
- ・ 介護予防に生活支援を追加した。
- ・ 生活支援体制づくりを施策に盛り込み、協議体の立ち上げ、生活支援コーディネーターの配置を行う。
- ・ 地域包括支援センターは、平成27年度以降、新たに在宅医療・介護連携の推進、認知症対策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備に係る包括的支援事業に位置付けられるため、地域包括支援センターの機能強化、体制の整備を図る。
- ・ 第5期計画に記載はないが、保健・医療・福祉の連携強化のため、在宅医療推進協議会の運営、在宅医療推進のための各種研修会等の現在行っている事業を今回計画に記載する。
- ・ 緊急時の支援体制について、防災計画の改正のため、災害時における高齢者の緊急避難施設との協定を追加した。
- ・ 生活空間の整備を具体的に表現するため、ユニバーサルデザインのまちづくりに改めた。
- ・ 地域密着型サービスの整備が必要となるため、盛り込んだ。
- ・ 全体的に具体的でわかりやすい表現に変更するように心がけた。

(会長) 以上、説明がありました。御意見、御質問はありますか。

(米澤委員) 広域救急医療体制について、歯科医師会は休日診療を行っていますが、35ページに歯科が記載されていません。こちらはいかがでしょうか。

(介護保険課長) 申し訳ありません。担当に確認し、文言の修正等検討させていただきます。

(中川委員) 41ページ「(2) 量の見込みとその確保策」について、量の見込みが記載されていませんが、こちらは今後記載されていくという事でしょうか。

(介護保険課長) 様々な伸び率を確認しながら検討しているところで

す。パブコメ後に見込みの確定した数値を反映させてお示しさせていただき予定です。

(会長) ほかに御意見はないようですので、議題(1)は以上となります。

(健康部長) 福祉部長が冒頭に申し上げたとおり、皆様からの要望により、策定段階から案をお示しさせていただきこととさせていただいています。今後、庁内での検討委員会も予定しておりますので、個別の内容も含めて、構成が変更となる可能性も出てきます。したがって、パブコメ前に最新版を皆様にお示ししていきたいと考えています。

(会長) ありがとうございます。今後の検討課題についてもよろしくお願ひします。

(福祉長寿課長) 今後のスケジュールですが、庁内の検討委員会を経て、11月の後半から1箇月程度パブリックコメントを実施します。1月にワーキンググループによる会議を開き、検討委員会、サービス推進委員会を経て、最終的な確定案を作成し、皆さんにお示ししたいと考えています。以上、よろしくお願ひします。

(会長) 続いて、「(2) 座間市障害者計画・第四期障害福祉計画の素案について」担当から御説明願ひします。

《障がい福祉課説明》資料(3)～(9)に基づき説明

- ・ 前回頂いた御意見も盛り込んで素案を作成した。
- ・ 基本理念及び基本目標は前回は踏襲している。
- ・ 普段の生活の中で差別を感じている障がい者の方が依然として多いことから、意識啓発や福祉教育を推進していく。
- ・ 障がい者の生活を支援するため、教育や雇用の充実により、自らが生きる力を発揮することを目指すとともに、社会保障を充実させ、障がいの特性に応じて保健・医療・補装具等のサービスの提供を行う。
- ・ 地域やボランティアの育成を通じて障がい者を支えるための仕組みづくりを進めていく。特に、相談・支援については力を入れて体制づくりを進めていく。
- ・ 安心して暮らせるまちをつくるため、バリアフリー等のインフラ整備や防犯、防災の推進を目指す。防災については、安全防災課と連携しながら、障がい者に対応した防災備蓄倉庫の設置や、災害時要援護者名簿の作成などを目指す。
- ・ 障害者福祉計画は、障害福祉サービスの実績から今後の推移をまとめたもの。

- ・ 平成27～29年度では、近年、障がい者が増加していることから、障がい福祉サービスも増加していくものと見込んでいる。
- ・ 施設に入所している障がい者が平成29年度末までに地域移行する人数の目標も掲げている。
- ・ 平成29年度末までに地域生活支援拠点を1箇所整備することを目指す。
- ・ 福祉施設から一般就労への移行を平成25年度実績値の2倍を目標とする。就労移行支援サービスを行う7箇所の事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を5割以上とする。

(会長) はい、ありがとうございます。皆様から御意見、御質問等はいかがでしょうか。

(田中委員) 「第4 安心してらせるまちづくりの中」で、バリアフリーという文言を使用しています。バリアフリーの本来の目的は御存じだと思いますが、現在では、障害者だけでなく、子ども、女性、高齢者などの弱者も含み、誰もが暮らしやすいということで、ユニバーサルデザインがもう10年以上前からいわれています。高齢者福祉計画においても、ユニバーサルデザインがうたわれていますので、計画の整合性も考慮して、ユニバーサルデザインという表現の使用を検討していただけないでしょうか。

(障がい福祉課長) 計画内では、バリアフリーと表現させていただいているところですので、ユニバーサルデザインという表現の使用については、持ち帰り、検討させていただきたいと存じます。

(会長) ほかに御意見はないようですので、議題(2)は以上となります。続いて、「(3) 座間市生活困窮者自立支援指針の素案について」担当から御説明願います。

《福祉長寿課説明》資料(10)・(11)に基づき説明

- ・ 指針は、生活困窮者自立支援法の制定に伴い、本市の生活困窮者自立支援事業についてまとめるものである。
- ・ 指針は、地域福祉計画の中に盛り込むことが求められているが、地域福祉計画の計画年度が平成27年度までのため、平成27年度は指針で対応し、平成28年度から地域福祉計画に反映する予定である。
- ・ この指針は、12月にパブリックコメントを実施する予定である。
- ・ 指針は5章立てで構成している。第1章では、指針の背景と趣

旨、第2章では、国が制定した生活困窮者自立支援制度の概要、第3章では、本市における生活困窮者の状況、第4章では本市における生活困窮者自立支援制度の取組み、第5章では指針を総括した内容を記載している。

- 座間市の保護率は神奈川県内で2番目に高く、今後も増加傾向が続いていくことが予想されるため、生活困窮者の自立支援が必要である。
- 生活困窮者自立支援制度は、2つの必須事業と4つの任意事業で構成されており、必須事業の自立相談支援事業及び住居確保給付金事業については、生活保護を担当する課に窓口を設置する予定である。
- 生活困窮者を早期発見するため、税や水道料金の滞納相談や、地域の見守りをしている民生委員などを活用する。
- 就労準備支援事業として、特に就労自立段階における実践的な支援として、就労体験が実施できるよう、座間市商工会や座間工業会と連携し、実施に努める。
- 家計相談事業として、座間市社会福祉協議会と連携を図りながら実施に努める。
- 子どもの学習支援事業については、教育委員会、ボランティア団体と連携を図りながら、対応していきます。
- 一時生活支援事業については、市内に宿泊場所を提供できる施設等がないため、行わない。
- 一時生活支援事業を除く任意事業については、ボランティア団体等を活用又は活用を検討することで、必要なサービスを提供できるよう努める。また、必要に応じて、地域若者サポートステーション等の既存のサービスを利用する。
- ボランティア団体、企業、NPO法人等の社会資源の把握が十分でないため、今後、把握、連携を進め、生活困窮者自立支援をより一層充実していく必要がある。

(会長) はい、ありがとうございます。皆様から御意見、御質問等がございますか。

(中川委員) 座間市における生活困窮者の把握はどのように行うのでしょうか。

(福祉長寿課) 当初、指針を作成するに当たって、見込みを作成する予定でしたが、現時点では数値化が難しいため、来年度の相談状況

を踏まえながら数値化をしていきたいと考えています。

(会長) 県社協ではライフサポート事業として、緊急性を要する事案について、食糧等の現物給付などを行っています。困った部分を助け、生活を成り立たせるための支援は別のところで行うことが必要だと考えています。生活困窮者を早期に発見して支援すると書いてありますが、今回の生活困窮者自立支援制度の中で、こうした緊急の事案に対処することは可能なのでしょうか。

(福祉長寿課) この中で、生活困窮者としては、失業された方、頑張れば就労に結び付き、生活保護に陥らない方などを想定しており、滞納相談や、地域の民生委員などに制度を周知していただいて、早期に窓口に関わり付けていただくことを考えています。先ほど言われたとおり、今日食べられないといった方への支援はこの制度内での対応は難しいと考えています。

(会長) 就労支援の中で就労体験といいますが、それだけではなかなか就労が続かない可能性がある。就労はその人にどういった職が適しているのか、面談の中でしっかりと見極めて、そういう方を雇ってくれるのか、そういったところを考えていかなければなかなか長期的に就労に結び付けるのは難しいのではないかと考えています。

法律ができたので、事業自体は行わなければならないものですから、いろいろと試行錯誤しながら、今後につなげていただければと思います。

その他に意見はありますか。ほかに御意見がないようですので、これで議題(3)を終わります。それでは、「(4)その他」について、事務局から何かございますか。

(事務局) 特になしです。

(会長) 委員の皆さんから何かございますか。何もないようですので、これで議事を終了します。

(事務局) それでは、閉会させていただきます。長時間の御審議ありがとうございました。